

(2) 雇用促進奨励金 市民を新規雇用し、その後1年間継続して雇用している場合に奨励金を交付します。

対象要件	事業所稼働日の前6月から後1年までの間に熊谷市民を新規雇用した場合		
申請時期	雇用された日から1年経過した日が、その属する年度の10月31日以前の場合は、経過日の翌年度		
	雇用された日から1年経過した日が、その属する年度の11月1日以後の場合は、経過日の翌々年度		
金額	通常	正規雇用：50万円／人・非正規雇用：20万円／人	限度額：3,000万円
	重点業種事業	正規雇用：80万円／人・非正規雇用：30万円／人	限度額：5,000万円

(3) 従業員転入促進奨励金 正社員が市内に転入した場合に奨励金を交付します。

対象要件	事業所稼働日の前6月から後3年までの間に正社員が市内に転入した場合		
申請時期	転入日が、その属する年度の10月31日以前の場合は、転入日の翌年度		
	転入日が、その属する年度の11月1日以後の場合は、転入日の翌々年度		
金額	10万円／人《企業に交付》		限度額：1,000万円

(4) 従業員転入奨励金 正社員又は内定者が市内に転入した場合に奨励金を交付します。

対象要件	事業所稼働日の前6月から後3年までの間に正社員又は内定者が市内に転入した場合		
申請時期	転入日が、その属する年度の10月31日以前の場合は、転入日の翌年度		
	転入日が、その属する年度の11月1日以後の場合は、転入日の翌々年度		
金額	熊谷市地域電子マネー「クマPAY」10万円分を従業員に交付		

(5) 埋蔵文化財発掘調査奨励金 立地に際して埋蔵文化財の発掘調査を実施した場合に奨励金を交付します。

対象要件	埋蔵文化財の発掘調査を行った場合（事業所稼働日後3年以内に調査が完了したもの）		
申請時期	調査完了日が、その属する年度の10月31日以前の場合は、調査完了日の翌年度		
	調査完了日が、その属する年度の11月1日以後の場合は、調査完了日の翌々年度		
金額	調査費用の1／2		限度額：1,000万円

(6) 社宅・社員寮建設等奨励金 市内に従業員の居住を目的とする共同住宅等を建設又は取得した場合に奨励金を交付します。

対象要件	事業所稼働日の前6月から後3年までの間に従業員の居住を目的とする共同住宅等を建設し、又は取得した場合で、次の各号のいずれにも該当するとき (1)共同住宅等の建設又は取得に要した費用が5,000万円を超える、かつ共同住宅等の戸数が4戸以上であるとき (2)全戸数の1／2以上に常用従業員が入居し、住民登録を行ったとき		
申請時期	居住開始日が、その属する年度の10月31日以前の場合は、居住開始日の翌年度		
	居住開始日が、その属する年度の11月1日以後の場合は、居住開始日の翌々年度		
金額	通常	50万円／戸数	限度額：1,000万円
	重点業種事業	80万円／戸数	限度額：2,000万円

※環境関連メニュー共通 ((7)・(8))

対象要件	事業所稼働日後3年以内に設置した場合		
申請時期	設置日が、その属する年度の10月31日以前の場合は、設置日の翌年度		
	設置日が、その属する年度の11月1日以後の場合は、設置日の翌々年度		

(7) 太陽光発電設備設置奨励金 出力10kW以上の太陽光発電設備を設置した場合に奨励金を交付します。

金額	設置費用の1／2	限度額：500万円
----	----------	-----------

(8) 緑化推進奨励金 法令等の要件を超えて200m²以上緑地を設置した場合に奨励金を交付します。

金額	法令等を超えて設置した費用の1／2	限度額：1,000万円
----	-------------------	-------------

2 申請時期（全奨励金共通）：各奨励金の申請年度の4月1日から6月30日まで